

住民票（除票）の写し郵送請求書（本人・同一世帯の方用）

練馬区長 殿

請求者	住所		
	フリガナ		自宅・携帯・勤務先 ()
	氏名		
自署または記名押印願います			
住所が現在練馬区以外の方は、必要となる練馬区でのご住所をご記入ください。 練馬区			
<p>・どなたの住民票(除票)の写しが何通必要ですか。(上記“請求者”と同じ場合は、“氏名”欄に「同上」と記入してください。)</p> <p>① フリガナ 氏名 通</p> <p>② 請求者の属する世帯全員（一人世帯も含む） 通 計 通</p>			
・用途、提出先			
<p>・証明書の送付方法 <input type="checkbox"/>簡易書留 <input type="checkbox"/>普通郵便</p>			
<p>・特別事項の記載</p> <p>以下の事項の記載が必要なときは、○をつけてください。（○がない場合、これらの事項は省略となります）</p> <p>◆日本国籍の方 1 本籍・筆頭者 2 世帯主名・続柄</p> <p>◆外国籍の方 1 国籍または地域 2 世帯主名・続柄 3 在留カードや特別永住者証明書等の番号 4 第30条45規定項目（「中長期在留者・特別永住者等」「在留資格」「在留期間」「在留期間の満了の日」）</p>			

【郵送請求の取扱い】

1 この請求書で請求できる住民票の写しおよび請求できる方

(1) 現在、練馬区に住民登録されている方の個人または世帯全員の住民票の写し

※本人または現在練馬区で同じ住民票に記載されている同一世帯の方が請求してください。

(2) 練馬区に住民登録されていた方の住民票の除票の写し

※住民票の除票の写しは、原則、本人のみが請求できます。

2 請求方法

封筒に次の(1)から(4)の書類を入れてご請求ください。

(1) 住民票（除票）の写し郵送請求書（この請求書）

(2) 本人確認書類の写し（コピー） ※詳しくは裏面をご確認ください。

(3) 手数料

1通につき、300円分の定額小為替（定額小為替は郵便局にて、お求めください。）

裏面も必ずお読みください。

(裏面)

(4) 返信用封筒

請求者が住民登録されている住所、氏名を記入し、重量や送付方法に応じた切手をお貼りください。

※返送先は、請求者が現在、住民登録されているご住所のみとなります。

勤務先・出張先・帰省先などには送付できません。

- ◎ 行き違い等の事故に備えて、連絡先の電話番号を必ずご記入ください。
- ◎ 投函後、お手元に届くまで約1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

【本人確認書類の写し】

必要な点数	本人確認書類の内容
1点でよい物	日本の官公署が発行した顔写真付きの証明書 (例) 運転免許証、パスポート(日本国旅券)、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書(特別永住者証明書とみなされるものに限る)、個人番号カード(マイナンバーカード)、顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)など
2点以上必要な物 ・Aは必ず1点以上必要です。 ・Bのみの組み合わせでは受付できない場合があります。	A. 健康保険証または日本の官公署が発行した顔写真のない証明書 (例) 健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、顔写真なし住民基本台帳カード、年金手帳、年金証書など B. 顔写真付きの証明書 (例) 社員証、学生証など

- (注意事項) ① 有効期限切れや、失効した証明書は使用できません。
- ② 個人番号カード(マイナンバーカード)のコピーを同封する場合
個人番号の記載されていない表面のコピーのみ同封してください。
裏面のコピーは不要ですので同封しないようご注意ください。
- ③ 健康保険証や後期高齢者医療被保険者証のコピーを同封する場合
保険者番号および記号・番号が見えないようにマスキングしたものを同封してください。
- ④ 年金手帳や年金証書のコピーを同封する場合
基礎年金番号が見えないようにマスキングしたものを同封してください。

【個人番号(マイナンバー)の記載について】

- 1 住民票の写しに「個人番号」の記載を希望する方(本人または同一世帯の方に限る。)は、請求書(表面)の「用途、提出」欄に、「個人番号記載希望」と記入したうえで、用途と提出先をご記入ください。
- 2 証明書の送付方法
個人番号が記載されるため、送達確認ができる簡易書留で送付することを推奨します(請求書(表面)の「証明書の送付方法」の簡易書留にチェックをしたうえで、簡易書留分を含む切手(定型重量25gの場合、404円)を返信用封筒に貼付願います。)。※切手の額は令和元年10月1日現在。
なお、「証明書の送付方法」にチェックがない場合や切手が不足している場合は、貼付された切手に応じた方法で送付します。
- 3 個人番号が記載された住民票の写しを、法律等で定める手続き以外に利用、提供等した場合は罰せられますのでご注意ください。

【請求先】

練馬区戸籍住民課 住民票郵送請求担当
〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所内
電話:03-3993-1111 (代表)